平成２６年（フ）第１８号
熊本県菊池市下河原4806番地
破産者　佐々　純也
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
函館市宝来町13番13号
破産者　桝谷　金吾
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６５号
青森県黒石市大字石名坂字櫻清水20番地１
破産者　谷川　利光
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第６１２号
仙台市太白区太白３丁目１番７―304号
破産者　石垣　　均
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
福島県いわき市平沼ノ内諏訪原２丁目６－１コートハウス21　205号室、破産手続開始決定時の住所福島県いわき市小名浜岡小名１丁目12番地の10
破産者　須藤　義行
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第６３６号
横浜市鶴見区岸谷４丁目25番25―203号
破産者　今野　　誠
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３７号
横浜市鶴見区岸谷４丁目25番25―203号
破産者　今野　恵美
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２９号
新潟県五泉市駅前２丁目５番４号
破産者　鈴木　義信
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３０号
新潟県五泉市駅前２丁目５番４号
破産者　鈴木　和義
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７２号
新潟市西区青山４丁目７番５号
破産者　小川　康二
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６１号
富山市東福沢1435番地４
破産者　清水　　優
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７２号
静岡県焼津市道原1178番地
破産者　北堀　桃子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３２号
広島市中区十日市町１丁目１番３―506号
破産者　岡崎　**廣**子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５３号
長崎県長崎市中里町1673番地１　コーポ赤瀬Ａ―202、開始決定時の住所長崎県長崎市界２丁目９番17―1001号
破産者　百本　　司
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７２号
札幌市北区百合が原２丁目12番11号、開始決定時の住所札幌市清田区里塚４条３丁目10番18号
破産者　櫻井　智彰
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
岩手県奥州市水沢区字町裏70番地１、破産手続開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区字川端２番地１　アーバン21Ｂ号棟
破産者　岩渕真由美
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３２号
福島県伊達郡川俣町飯坂字八反田15番地の２エルヴィハイツⅡ11―Ｃ
破産者　橋本　幸喜
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所